

地方行政委員會會議錄第二十九号

昭和三十年六月二十七日（月曜日）

午前十一時四十八分開議

出席委員

委員長代理 理事 前尾繁三郎君

理事龜山孝一君 理事古井喜實君

理事鈴木 直人君 理事加賀田 進君

理事門司 亮君

唐澤 俊樹君
川崎末五郎君

木崎 茂男君
縹 縹 彌三君

渡海元三郎君 德田與吉郎君

長谷川四郎君
三田村武夫君

青木 正君 熊谷 憲一君

山崎 徹君 吉田 重延君

川村 繼義君 北山 愛郎君

五島 虎雄君 杉山元治郎君

中井德次郎君

出席政府委員

警視長(警察)
中川
董治君

戶開事部

委員外の出席者

警視長（警察庁刑
事部防犯課長）
藤本 好雄君

通商産業事務

官(重工業局) 宮本 惇君

六月二十五日

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案（大矢省三君外四名提出、衆法第二七号）

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

銃砲刀劍類等所持取締令等の一部を
改正する法律案（内閣提出第八五号）
（参議院送付）

○前尾委員長代理　これより会議を開
きます。

委員長が所用のためお見えになりませんので、不肖私が委員長の職務を行います。

まず銃砲刀剣類等所持取締令等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。質疑の通告がございますのでこれを許します。三田村武夫君。

○三田村委員 前回の委員会におきまして、大体総論的な問題についてお尋ねいたしましたのでありますが、きょうは本改正案の主要なねらいの一つである飛び出しナイフと小型あいくち等の所持禁止について、さらに具体的に当局の意見を伺い検討を加えていきたいと思ひます。

まず初めに重ねてお伺いたしますが、前回の委員会でもお尋ねしましたように、本法案立法の目的と申しますか、その理由の中には、近ごろやましい問題が出て参りました青少年不良化防止の問題があるのであります。われわれはもちろん必要な手当をしなければならぬと思いますが、本法案に盛り込まれた対策の一つは、すでに不良化した青少年のいわゆる反社会的犯罪手段の一部として行われる行為、つまり脅迫とか暴行とか傷害とかいう場合に飛び出しナイフ、小型あいくちを使うというところであります。元来こういう対策の根本はその原因にまでさかのぼって探究しなければならぬのであります。が、当委員会の性質といたしましてそれを範疇を広げていくことはど

うかと思えますから、焦点をしぼりまして、本案に関係した点につき一、二点まずお尋ねいたしておきたいと思えます。そもそも青少年不良化の原因と申しますか一番強い影響力を持つておられますのは、これまた近ごろ非常に問題になって参りました映画であります。さらに読みものであります。ことに、最近の映画を見ますと、興味本位を通

り越して非常に刺激的なものである。ギャング映画にしても肉体的、精神的に不健全なあるいは未成熟な青少年を刺激するものがはなはだ多いのであります。読みのものにしたとしても、そういう点が非常に強いのであります。そういう刺激とか影響によって肉体的、精神的に不良性を帯びてきた者が、たまたま手段の一つとしてこういうものを用いるということになるのであります。もとよりこの点も御当局のお考えの通り、そういった反社会的犯罪はできるだけ除かなければならないから、法案の運用にむすべく業者の方でも大

いに自賛自戒して、御当局の考えに協力することは当然であります。が、不良化の原因として最も大きな影響力を持つ映画ないし演劇、読みのものにどういう処置をするか。これはなかなか問題が大きいのですが、端的に申しましてこういうものは一番抵抗力の弱いところに見受けられるのであります。キャンギャク映画とか不良性を刺激するような映画に對して、世論は相当やかましいが、こういうものに手をつけることは抵抗力が強いから困難だ。また読みのものに

でもそうではありますが、今度対象になりました飛び出しナイフあるいは小型

て一握りの業者で抵抗力が非常に弱い。その点深甚な考慮が必要ということとを私は申し上げたい。青少年の不良化という問題は、一面大人の社会の反映ともいえるのでありまして、また家庭にも大きな責任があるといえます。

従つてそういう反社会的の一部現象として現われたものを、少数の業者が全部しよい込まなければならぬと思ふといふことはまことに痛々しいと思ひます。そういう点についてこの法案の趣旨についても、参議院が慎重な態度で検討を加えられたことに私は敬意を表します。でありますから、まず前回の質疑に続いて本日冒頭にお伺いしておきたいことは、青少年不良化の原因ともなるべき最も悪質な映画とか読みのものに対して、警察当局としてどういう御見解をお持ちになっておりますを伺つておきたいのであります。

○中川(董)政府委員 三田村委員御指
摘のごとく青少年不良化防止の対策は、
その根本は青少年の心の問題でありま
すので、青少年の不良化するような社
会環境を除去するにつきて、いろ
いろの総合的な行政施策及び国民生活
の改善ということが中心の問題であろ
うと思うのであります。私ども警察庁
におきましてもそういうことを根本に
しておりまして、積極的に行政各省と
の連絡を密にするとともに、内閣に設
けられております青少年問題対策協議

云を連絡の中心として、そういう積極施策に努めているわけであります。そこでそういう根本問題の解決ということを中心にしまして、法律の力によってこれを規制するという点は必要最小限度にすべきであらう、これも三田村委員と全く同様に考えております。つきましては、今度の飛び出しナイフ等の問題と映画読みものとの関連についての御質問であります、これは両方とも青少年の不良化を助成する、そういう環境を作る点では逕庭がない、むしろ映画の方がひどいということも言えるだろうと思うのであります、両方同様に取り扱うという趣旨は全く同感でございますが、映画の方は憲法のおわゆる表現の自由と、直接問題が関係する、という理由もあります、しかし、映画につきましてはそういう制限という考慮よりも、それ以外の考慮の方がより適切ではなからうかと思われる点があること、さらに飛び出しナイフのごとき危険物については、すでに現行の銃砲刀剣類所持取締令という法令がございますので、その整備によって解決できる、そういう方途も可能である、こういう三つの違いがございますが、飛び出しナイフについては直接身体生命に危害を与えるという関係で、すでに現行法律もそういう考え方のもとにできておりますので、それを整備する、こういう観点から内閣は提案をしているわけでありすけれども、大体イフの問題もすべて法律の力によつ

てのみ問題を解決する、こういう考え方ではなしに、根本は社会環境を青少年に適するごとく、お互いの国民の力によつて改善していく、こういう根本は常にこの法律運用につきましても持たねばならぬ、こういうふうに考えております。

○三田村委員 私は法律の制限を広めるとか、拡大しろとか、今刑事部長のおっしゃったように、映画とか、読みの、すなわち出版物についても法律的限制、警察的手段を用いる言うと、じゃないのであります。逆であります。つまり警察的、法律的手段ではできないだけ最小限にとどめていた方がいい、これが趣旨であります。今憲法の保障云々と言われましたが、私前会の質問で冒頭に申し上げたのはその点であります。業者にも職業選択の自由が憲法の二十二条で与えられている。もちろんこれには公共の福祉に反しないという条件になりますが、公共の福祉に反するか反しないかというところは、立法技術上の問題であり、また立法の範囲、性格の問題であります。たとえば飛び出しナイフは、前回も申しました通り、警察庁が告示の資料によりまして年間大体三十万丁作られておる。その中で今申しましたように、たまたまこの資料に出ておりますように、七、八百件のものが犯罪用に使われたからといって、この法律で全体を規制するということは、憲法第二十二條の趣旨にかんがみてどうかという議論も成り立つ。私は今これを多く論じようとは思いません。そういう意味において今刑事部長のおっしゃったように、警察的処置、立法的処置で、しか

も刑罰を加えてものを処理しようという考えは、できるだけ狭めていただきたい。せつかく民主主義の秩序がここで養われ、これからその基礎をさらに強固にしなければならぬ段階において、すべてのものが警察的処置あるいは法律の処置で押えられる傾向が出て参りますと、はなはだわれわれは将来を憂へざるを得ないのであります。そういう点で申し上げているのであります。それから、こういう立法をやるならば、映画についてもあるいは出版物についても、警察的立法的処置を御考慮なさいと申し上げるのではない。その点は一つ誤解のないように御了承願いたいと思ひます。

あまり総論的なことはかり申し上げておりましたが、議案の審議上どうかと思ひますから、具体的に内容についてお伺ひいたします。

まず飛び出しナイフであります。参議院におきましては相当熱心な審議が行われたようであります。修正されてきております。原案では寸法のいかんにかかわらずすべてその所持を禁止する、こういう立場でありました。が、参議院の修正は、五・五センチ以下のものは所持禁止制限の対象から除外するという修正になっております。これは私きわめて適切な修正だと思ひます。というのは、資料を拝見して思ふのであります。資料の四十ページ、警視庁の二十九年中の表を見ました。五センチから六センチまでのもので、取締りの対象になったものはわずかに八丁です。これを全国の取締り集計と対比いたしますと、全国の取締り対象が千七百七十七でありまして、警視庁の取締り件数五百七十九を比率

で考えてみますと、全部で二十九年中に五センチないし六センチのものは十五、六丁しか取締りの対象になっていない。これをパーセンテージから申しますと、年間約三十万丁の中で十五、六丁しか取締りの対象になっていない。しかもこれが禁止規定の中に包含されますと非常に大きいのであります。御承知のように所持禁止といふことは、法案の文理解釈から見ると、持つておることはいけないうことになりませんが、実際はこれは製造禁止であり、販売禁止であり、業者は何もできない、それ以外には意味がありません。製造のために所持することの所持であり、販売のための所持することの所持である、所持禁止と製造禁止、こういう法の効果があるものであります。この点私は参議院の修正はまことに妥当だと思ひます。実はこれは警察当局も御承知の通り、大体業者の立場からは七センチ、八センチのものが一番多いから七センチくらいまでとめてくれぬかという当局に対する陳情、請願があつたようでありまして、当局にも御願書が出ておりますが、しかし私は岐阜県でありまして、実はこういう資料を見ると七センチ、八センチのものは非常に多く犯罪用に使われておる、そういうことを申し上げて、業者の方はそれならば一つ大いに考えて大きいものを作らなさいといふので、業者の方の希望といひます。請願も大体五・五センチくらいまでのものにどめ、こういう立場であります。だからこの点は大きいものを作らない、犯罪の用に供されるおそれのあるものは作らないといふことは十分業者の方も考えますから、参

議院の修正点で一つこの法案の扱いについては御考慮願ひたいと思ふのであります。この点について当局はどのようなお考えでありますか、まず伺つておきたい。

○中川(黨)政府委員 ただいま三田村委員の御発言中前段の部分から申しますと、青少年不良防止問題の対策として、法律規制は最小限度であるべきである、こういう意見は全く同意でございます。私たちが日常の職務執行に當りまして、また法律案等の立案に當りましては従来ともそういう考え方を中心にしてものを処理して参りました、こう考えております。

後段の御質問でございますが、飛び出しナイフの最小限をどういふふうに理解するか、ことに統計によれば小さいものは犯罪に用いられる件数が少いではないか、こういうことに関連する質問でございますが、御指摘のごとく警視庁におきまして飛び出しナイフを刃渡りの長さ別に調べましたところ、小さいものは確かに百分の一・四件であつた、こういう状況でございます。従つて小さいものは比較的取締りの対象に少くなつておる、こういうことが言えようかと思ふのであります。この点についてはお考え願ひたい点であります。統計資料の次の事項に掲載してあります通り、しかもまた三田村委員の御指摘の通り、飛び出し等の関係業者におかれましては、かつての生産状況は五センチ以上のものが大部分生産されておつた。こういう比較的小さいものはあまり生産されていなかった、こういうことが原因の一つ、原因の二つは、どうしても警察の取締り

でございますので、見つからなければこの統計に出てこない、こういう犯罪の仕組みでございますが、そういう関係で比較的小さいものは見つかりにくい、こういう二つの要素がございますので、それを含めて御勘案願ひたいと思ふのであります。それにいたしまして幾らか科学的に考えまして刃渡りが短ければ短かいほど人の身体に与える影響が少い、こういうことは確かに言えますので、御指摘のごとく小さい七センチ未満のものは除くべきではないかという関係業者の話も十分承りまして、そういうことも検討したのでございませうけれども、短かい最下限を作りますと、とかくそういう最下限をまた不良少年等が用いる傾向を助長しはしないかといふことで、内閣の案としては最下限を定めなかつたのであります。が、参議院におきまして、それはさうかもしれぬけれども、先ほど御指摘のごとく小さいものは傷害を与える程度は少いのであるから、こういうことを勘案して五・五センチメートル以下のものにつきましては、規制の対象からはずすべきが相当であらう、こういう御決議がございましたので、もちろん国会の御決議でございまして、これが十分理由のあることだと思ひ、われわれ国会の御決議に対して深く敬意を表しておる次第でございまして、それで先ほど申しましたごとく、運用に當りまして、根本精神は法律規制は最小限度にすべきであらう、こういう思想修正については、これが成立いたしましたあかつきには、それに基いて適正な取締りが行われるべきであらう、こ

ういふふうに考えている次第であります。

ナイフの問題はこの程度にとどめます。

○三田村委員 今御説明の通りで大体了承したのでありますが、今刑事部長のおっしゃった通り、小さければ小さいほど発見に困難だ、同時に前面にも申しました通り、これはすぐ罰則が生きてくるのでありますから、小さなこのくらの飛び出しナイフ一ちようポケットに入れておいても、全面禁止になりまして三年以下の懲役もしくは五万円以下の罰金になる。こういう法律というものは大体実行不可能であります。だから刑罰を伴う法律を作る場合は、実行の伴わない立法はやつちやいけないというところは考えなければいかぬ。これは立法府としての国会の権威にもかかわることと思ひますから、この点一つ御考慮願ひたい。幸ひ今国会の審議も尊重するといふ御意見でありまして、大体参議院の線は私も受当だと思ふ。同時にこういう立法はあわせて業者に対する警戒であり、また一つの戒告である。大きいものは作らせない、社会的に害のあるようなものではない、ただその存在を社会からなくするといふ立場から、五・五センチのもの——業者の立場から、あるいはまた資料に基く判断からすれば、私は六・五センチくらいまではいいと思ひますけれども、業者も五・五センチくらいでほんとうに日常の、小学校の子供や何かに便利なものを作ることにしようといふお考えのようでありまして、その点御考慮の上、善処されんことを希望いたします。飛び出しナイフに對する立法は参議院の修正案を支持する、同時にこの点を当局の御了解を願ふことを含みまして、飛び出す

殺傷する威力がある、こういうことにも相ならなければならぬ、こう思ふのであります。それで人畜を殺傷する威力があるかどうかということになりますと、法医学の立場からいふと、たとえは心臓部に対して突きつけた場合におきましては、比較的短かくても突き場所によりましては人が死ぬかもしれせん。ところがそういう法医学の見地だけから判定すべきものでもない。法医学者が人を殺す場合には、小さいあいちでも人を殺せるかもしれせんが、通常人は、人畜を殺傷するといふ意味におきまして恐怖を感じる、こういふ程度のものであるべきであらうと考へるのであります。そういう根本概念、根本思想に基きまして健全な常識で解釈すべきでございますが、これは三田村委員も御案内のごとく、個々の第一線の取締官諸君がそれぞれの常識でそれぞれやられました。法律全体で適正な運用ができませんので、以上申しました根本精神に基きまして、何があいにくなりやという概念は、われわれ法律解釈の問題として全国の取締官諸君に周知徹底をはかつて参りました、こう思つておるのであります。

この周知徹底をはかるべき内容は次のように私も考へておりますので、御了解を得たいと思ふのであります。今申しましたように人畜を殺傷する威力があると通常人が考えられる大きなといふものは、刃渡りの長さが判断の重要な要素になります。そのほか、刃とみねとの長さを刃幅と申しますが、この刃幅がいかにあるかということも重要な要素である。次に刃の厚み、薄つべらぬものでしたらあまり脅威を感じませんが、刃の厚みというの

も重要な要素である。従ひまして刃渡り、刃幅、刃の厚みその三つを総合的に判断してあいにくちかを判定するのであります。その判断の基準は、刃渡りの点に参りますと、刃渡り八センチ以下であれば原則として消極に、刃幅の点から申しますと、刃幅一・五センチを越えれば原則として積極に、刃幅一・五センチ以下であれば原則として消極に、最後に刃の厚みでございますが、刃の厚みは二・五ミリメートルをこえるものを原則として積極に、二・五ミリメートル以下は原則として消極に、こういふふうに私どもは合理的に判断してゐるのであります。

刃渡り、刃幅、刃の厚み、こういう三つについて、それぞれ原則として積極に、原則として消極に、こう申したゆえんのものは、三つが総合的に勘ぐるのでございますので、そのいづれもが今申しした数字をこえておればこれは積極である、いづれもが今申しした数字に満たなければ消極である、これは間違ひございません。ところが、いづれか一つがこくわずか大きい、他の二つが非常に小さい、こういう場合には、その原則としてという言葉が働くのでございまして、総合判断の結果消極に、こういうことにならうかと思ふのであります。こういうふうに理解するのでございまして、こう理解いたしますのは、現在関係業者等が豆太刀と呼称して市販で取引されておるものが現にございまして、今言つた判断を太刀につきましては、今言つた判断を総合的に適用いたしますと、原則として消極に、こういうことにならうかと思ふのであります。

○中川(憲)政府委員 まことにごもつとも御質問でありまして、御趣旨に基きまして私も研究をして参りました状況をおし上げておきたいと思ひます。これは三田村委員御存じの通り解釈の問題になるわけですが、たとえば現行刑法でいふところの図書といふ文字が使われておるわけですが、何がわいせつ図書であるか、こういうことになりまして、これは健全な社会通念によるより手はない。どの程度まで露骨になればわいせつ図書であるかどうかという判定は、われわれ常に刑法の執行に當つて総合的に研究しておるのであります。それが、それと同様の精神に基いて、ただいま御審議をいただいておりますこの法律案のあいにくちを合理的に判断すべきである、こう考へるのであります。合理的に判断する場合、根本的観念は、先ほど總括的な御意見のときにいたしたごとく、法律によつて、ことに刑罰をもつて強制すべきものは必要最小限度であるべきであらう、こういう三田村先生の御意見がございましたが、その精神に基いてまた解釈すべきである、こういうふうに考へるのであります。そこであいにくちの持つ日本語の意味は、御案内のごとくあいにくちといふ言葉の中には人畜を殺傷する、こういう概念が入つておると思ふのであります。昔の言葉であいくちをのど元に突きつけたらという言葉がある、こういう要素があいくちの概念の中にあろうと思ふのであります。従ひましてあいにくちの大きさを判定する場合におきましての重要な要素、根本精神は、先ほど三田村先生の御指摘の通りでございますが、具体的に人畜を

殺傷する威力がある、こういうことにも相ならなければならぬ、こう思ふのであります。それで人畜を殺傷する威力があるかどうかということになりますと、法医学の立場からいふと、たとえは心臓部に対して突きつけた場合におきましては、比較的短かくても突き場所によりましては人が死ぬかもしれせん。ところがそういう法医学の見地だけから判定すべきものでもない。法医学者が人を殺す場合には、小さいあいちでも人を殺せるかもしれせんが、通常人は、人畜を殺傷するといふ意味におきまして恐怖を感じる、こういふ程度のものであるべきであらうと考へるのであります。そういう根本概念、根本思想に基きまして健全な常識で解釈すべきでございますが、これは三田村委員も御案内のごとく、個々の第一線の取締官諸君がそれぞれの常識でそれぞれやられました。法律全体で適正な運用ができませんので、以上申しました根本精神に基きまして、何があいにくなりやという概念は、われわれ法律解釈の問題として全国の取締官諸君に周知徹底をはかつて参りました、こう思つておるのであります。

この周知徹底をはかるべき内容は次のように私も考へておりますので、御了解を得たいと思ふのであります。今申しましたように人畜を殺傷する威力があると通常人が考えられる大きなといふものは、刃渡りの長さが判断の重要な要素になります。そのほか、刃とみねとの長さを刃幅と申しますが、この刃幅がいかにあるかということも重要な要素である。次に刃の厚み、薄つべらぬものでしたらあまり脅威を感じませんが、刃の厚みというの

○三田村委員 大体お考えの標準はわかりました。これはいづれさらに具体的に実施に臨んでは御検討をお願いしたいと思います。ただ一言重ねて申し上げておきたいことは、殺傷の威力を持つものという観点に立ちますと、あえてあいくちだけでなく、何でも殺傷の威力は持つておる。お示しの資料によりまして、昭和二十九年中の警視庁及び全国の表を見ましても、警視庁の表の日本刀以外の刃物の中に、いわゆるあいくちが二百七十三件あります。包丁が二百十九件、その他と称するものが六百九十九件あります。それで、その刃渡り十五センチメートル以上のいわゆるあいくちが、しからば何の用に供せられるか、これがよく問題になるのであります。これは必要のないものは生産しておけません。と申し上げることは、これは紙を切ったり、くだものをむいたり、いろいろなことに使われる。ことに刃物物というものは、前にも申しました通り、御承知の関孫六以来七百年の伝統を持ち、非常によく切れる。そういう短かいものでいろいろな用途に供せられる。この点も一つお考え願いたい。相当多数のものを作っておるのです。その中でごく少量なものが取締りの対象になったからといって、全部を規制していくというとはどうかと思う。あまり多くを申し上げませんが、その点十分御考慮願ひまして、実際具体的に取締りの方途を講ぜられるときは、今刑事部長がおっしゃった通り、制限の度合いはなるべく消極に解していただきたい。法律を変えただけでは解決しないのですから、その点一つお考え願ひたいと思います。

ここに関の人から持つてこられたものがありますが、御当局にもあると思いますが、これは刃渡り十三・五センチです。これはだめですね。これが九・二センチ、小刀です。これまで禁止してしまふのはどうかと思うのです。これも一つ善良な常識で判断していただきたい。これだつて人を殺そうと思えば殺せる。料理屋の板場にある出刃ぼうちようを持つてきて、これはどうだ、いやそれはこわいとだれでも思う。これは用途があるから許されておる。紙を切ったり鉛筆を削ったり、いろいろな細工に使われるから、年間何十万という生産がある。それが百丁かどれだけかしらぬが、不良少年が使つたといふことで、全部生産を禁止してしまふといふことはどうかと思うのです。この点はぜひ御考慮願ひたい。法律を変えただけで見ると簡単であります。が、實際効果はあるまい。所持禁止は製造禁止ですから、業者はたちまち生産に困つて食えなくなる。今おっしゃった豆太刀はこれです。これはもちろん議論の余地はない。これはひな祭や何かに飾っておる飾りものでない。外国人あたりが喜んで買つていくらしいが、こんなもので禁止の対象にするのはこつぱい。そういう点ぜひお考え願ひたい。

それから重ねて申し上げますが、どうぞ一方的な処置でおきめにならぬようになお願ひいたします。業者は生活問題なんです。警察庁や政府当局は、一片の通牒、法律で済みますが、ただちにそれによつて生産を奪われ、あそこから生活に困るという立場ですから、さきめにならないように私は切にお願いいたします。先ほども申しました通り幸か不幸か、この業者は岐阜県、しかもその一部分の関市だけであります。関市だけでありますから非常に抵抗力が弱い。こう申しますと、三田村は自分の選挙区だから業者の代弁をするのかと言われかねませんが、私は業者の代弁をするとはつきり申し上げたい。それがわれわれの責任であります。そういう立場から、抵抗力の弱いところに向けられてきた警察の処置あるいは立法的処置には、われわれは正しい立場に立つて敢然として反駁しなければならぬという立場をはつきり申し上げるのです。どうかその点を御考慮願ひまして、具体的にものをおきめになるときは、岐阜県庁の意見もお聞き願ひたい。業者の意見も十分お聞き願ひたい。取締りの線はどこに引くか、その引き方によつてはすぐ三年以下の懲役、五万円以下の罰金という刑罰がかつてくるのであります。實際をうけつて刑罰は、かかつてきても実行不可能になりますから、そういう点も御考慮願ひまして、具体的なお取扱ひの際は業者の意見をぜひ十分聞いていただきたいということを申し上げておきます。

それからもう一点、輸出の場合、飛び出しナイフでも豆太刀、あいくちでも外国人が珍しがつてだいたひ買つていくのです。関市といたしましては、重要な輸出産業の一つになつておられます。国の立場からすれば、金額はわずかに数千万円にすぎないかも知れませんが、これも貿易振興の一助として、輕視するわけにはいかないと思ひます。でありますから、この輸出向きの点は一つ十分御考慮願ひまして、通商当局の方もおいでになつておると思ひますが、この問題は一つ岐阜県庁の方で具体的に取上げて御協議願ひか、この法案によりまして許可制になつておりますから、その許可は一々警察庁がやりになるという格好よりも、通商当局の手で御協議の上おやりになるようにしていただきたい。その点についての御方針、お考えをまず一応伺つておきます。

○中川(警)政府委員 この飛び出しナイフとかあいくちその他の危険物類、青少年関係団体、青少年問題協議会等の言葉を引用すれば、不良玩具は規制すべきではないかという論、そういう世論が旺盛になりました機会に、われわれ法律を立案するに当りましては、これを禁止すべきであらうという考え方の動向も十分聞かすべきであります。同時に関係事業の生産状況その他をつまびらかにしないと、合理的な立案ができないと私も考えまして、全国のここの生産状況を調べて参つたのであります。その結果、御指摘のごとき、本件物件は、少くとも飛び出しナイフについては岐阜県の関市がほとんど唯一の生産地である、こういうことを発見いたしましたので、私どもはその生産状況その他を十分お聞きいたしましたし、いろいろ事情をつまびらかにいたしました。最初申しましたごとく、規制は必要最小限度であるべきである、こういう考え方のもとに立案いたしましたのでございます。その実地調査の結果は、生産物のうち約二割に相当するものが輸出されている、こういう事情を発見いたしました。輸出関係はとにかく現実に輸出されておりますので、これは規制の対象からはすべきである、こう考えまして、改正法律案の二条の九号で、その住所を管轄する都道府県知事に、輸出するのだという旨を届出すればこれはよろしい、こういうふうにいいたしたのでございます。そうしてこの届出の手續を他の執行の關係につきましても、ただいま御意見がありましたごとく、関係者の方に不必要な御迷惑を与えないように、十分な考慮を払いたい、こう考へるのでございます。

それから、御質問のあいくちの大きさの問題でございます。ただいま私判定の基準を申したのでございますが、その基準の根本精神は、繰返し申すようにでございますが、規制は最小限度であるべきである、こういう考え方に立てるのでございます。それで御指摘の豆太刀のごときは、ただいま申しました基準に従ひまして当然規制の対象からはずれる、こういうことを御理解いただきたいと思ひるのであります。そして法律執行に当りましては国民の御協力を得なければなりませんので、いろいろ関係の皆さんの御知恵を拝借いたしたいと思ひのであります。結論は健全な常識に基づいて事を処理するのが一番妥当であり、またそれ以外に方法がなかりと思ひますので、そういうふうにいいたしたいと思ひるのでございます。

○三田村委員 大体具体的な内容についてはこれくらいにいたしておきますが、今刑事部長が一言触れられましたから、私も言葉を返す意味でなくて一

何でももちろん世論に聞かなければならいませうが、青少年問題協議会からこういう意見が出されたから、すぐこれを立法化するということは、他の意見を無視することにもなるのです。それを理由にされるなら私も少々意見がありますが、そのみを理由にされるといふことは私考えられませんから、ある程度御当局の御苦心の点も了解いたしまして、この立法の目的には私は賛成をしますのです。ただその内容については、私先般来るの申しましたが、元來職業選択の自由は憲法に保障されておる。そうして今まで長年にわたり久しきにわたつて、何らの不安なく生業を営んで参つた者が、業者にして三百軒、従業員にして八千、何らの不安なくその生業に安んじておつた者が、一片の法律によつて、あすからその生活の基礎を失うということは、これはゆゆしい問題であります。その点は一つくれぐれも慎重にお考え願いたい。

それから通産当局もおられることでありますから、重ねて最後に一点念のため伺つておきますが、この法律ができたものと、今まですでに市販に出て

ますか、お尋ねいたしておきます。

○中川(書)政府委員 この法律施行後の、ことに生産地関係、生産者関係の被害の点でございますが、確かに御指摘のごとく被害はございます。それでわれわれ、こういう公共の福祉のために立法が行われる、その結果、その生産に携わっておる方々が大人御迷惑をこうむられる、これは非常にお気の毒に思ふばかりでなく、この対策を十分研究いたしたのであります。われわれ公務員でございますので、そういう研究をするのには、いろいろ法律その他の関係規定の勉強はもちろんでございますが、前例等も考究する必要がありますので、前例等も考究してみたいのでございます。まず補償の点でございますが、補償の前例等は、こういつた全く同様のケースの場合、同様の事案の場合に、国の補償というものは行われていないのでございます。たとえて申し上げますと、このただいま御審議願っておる法律も、改正法律案でありまして、現行法があるわけですが、現行法制定のときも、理論としては全く同じ問題があり得たのでございますが、こういう補償の道が講ぜられていない、こういうことが一つ。それからそれ以外の法律、たとえば覚せい剤取締法も覚醒剤という物資の所持を禁止する点は、この法律案と全く同様でございますが、この場合も現に覚醒剤を生産しておる者その他につきましての補償は講ぜられていないのでございます。従いまして補償の点は考究いたしましたけれどもそういう関係等で、われわれとしてはこれを補償して処理することは不可能の状態だろう、こういうふうりに申し上げざるを得ないので、

でございますが、まあ補償の点はお気の毒で、恐縮でございますがやむを得ませんので、それ以外に関係事業も十分調べたのでございますが、三田村委員も御存じのごとく、この生産は、関では飛び出しナイフをもっぱら生産されている方は比較的少い方でございますまして、大部分の生産者の方は他の刃物と一緒に飛び出しナイフ等も生産なさっているのでございますして、兼業が多いからどうでもいいというずさんな考えは持っておりませんけれども、刃物の生産につきましては多年の御経験と技術を有されておりまして、ことに今度の改正法律案の成立後におきまして、規制されない重要な刃物がたくさんございます。そういう刃物の生産は、その生産業者の方はすでに御経験もございまして、現に生産に從事していらつしやいますので、成立後も禁止されない刃物の生産に大いに力を用いていただきたい、こう希望するわけでございますが、そういうことに伴つて現在すでに生産されておるものにつきましては、この法律施行が成立後におおむね三カ月になりますから、三カ月を経ますと所持が禁止されますので、お話のごとく関係事業の転業あるいは返品ということもあるかと思うのでありまして、その関係の御迷惑はまことに申しわけない、こういうふうに思うのであります。こういう点につきましての補償の点は以上申し上げた通りでございますが、それ以外の対策につきましては、われわれ法律立案の際も通産省当局と十分協議いたしまして、できるだけ関係業者の刃物生産に支障が少く済むように、こういうことにつ

いて相討しているのをごさいます。できるだけ関係業者の迷惑が最小限度に済むように、通商産業省とともに努力して参りたい、こう思うのであります。

○三田村委員 通産省は来ておられますね。何か御対策があらましたら……。

○前尾委員長代理 ちよつと申し上げますが、通産省は宮本航空機課長が見えております。

○宮本説明員 ただいま中川政府委員、また三田村先生からお話がございますように、今作つておるものが返つてきたときにどうするかというご返しになりますと、これは通産省といいたしましても確かに重大な問題でございますので、極力輸出振興をはかりたいといは融資をあつせんする関係方面とよく打ち合せまして、できるだけ御迷惑をかけないようにしたい、こう考えておる次第でございます。

○三田村委員 もう一点で終わります。中川刑事部長の御意見、半分は了承いたしましたし、半分は丁承できない点があるのであります。それは私決して言葉強めて申し上げるのではないですが、業者の立場からすれば、これは天災でなくて人災なんです。天災についても災害補償をやるのです。しかるにこれは国家の意思によつて業を奪うのでありますから、その点の御考慮は当然あつていいのです。刑事部長の、おっしゃつた前の例というものは、攜帶の場合も許可制でありますから、許可を受けるか受けないか、やみでこれを持つか持たないかは別なんです。今度の立法の場合には明らかに所持禁止即生産禁止であります。この法律の発

布と同時にストップするので。販売もストップしますし、すでに出ておつたものは返ってくる、生産もストップします。仕入れた材料もだめになる。この方面に専断で従事しておつた工員もだめになります。そういう点から考えましてもちろん転業その他についてのごあつせんは、当然御考慮願わなければなりません。そのほかに損失の点においても十分御考慮を願いたい。こういうことを考慮願つておきませんと、固に對しての信用というものが失われてきます。われわれは國民の代表として國政最高の權威たる國會を構成しております。だからできるだけ忠実に國民の立場というものを考えなければなりません。業者の立場も守つていかなければなりません。そういう責任がありますから、御当局のお考えはよくわかりますが、取締りの便宜のためにこれも必要だ、あれも必要だ、これが一つ立法の先鞭になりまして、次々とそういう警察立法が行われていく、そのたびごとに業者ははからざる損害をこうむつていく、これは耐えがたいことなのであります。これは國政最高の權威機關としての國會において、十分この点は考慮しなければならぬと思ひますから申し上げる次第でございます。どうか一つそういう点において十分御考慮の上、できるだけ最小限度に実害をよめていただきたいと思います。そして立法の目的は、権力や法律で制限をする点も、また最小限度にとどめていただきたい。むしろこういう青少年不良化の問題はわれわれの責任であります。政治家の責任であります。だから言葉ではありません。前回も申し上げたと思いますが、一切の

社会悪、社会的欠陥はすべてことごとく政治家の怠慢と無責任によるということを、われわれは深く深く胸に体しておきます。こういう事態というものは一片の法律で解決するものではない。そこにはわれわれは深甚なる反省と考慮を払いますが、同時に當局においてもただ一片の警察立法でものを解決するという態度についても、深甚なる御考慮をわづらわしいというところを申し上げて、私の質問を終ります。ただ念のためにもう一ぺん繰り返して伺つておきます。

飛び出しナイフの点においては、大體參議院修正の点で當局も御了承になるかどうかということが第一点、第二は、いわゆるあいくちの問題については中川刑事部長と今ここで質疑応答をいたしましたその内容に従ひまして、實際施行の場合には十分業者あるいは一般の社会的常識というものを基礎にして御考慮を払う、この点についての御意見を念のために伺つておきたいと思ひます。

○中川(董)政府委員 御質問の前段は、われわれ國會におきましていろいろ御審議の結果得ました結論につきましては、もちろん深く敬意を表する次第でありまして、法律の成立後にはそれを忠実に実行する。こういうふうにかけるべきは当然であると思ひます。それから何がいくちなりやの問題は、これまたるる申し上げましたこと結局は健全な常識で判断する、健全な常識の判断に基いて健全な行政が行われる、こういうふうなありたいものである。こういう念願のもとに努力して参りたいと思ひます。

○門司委員 そこで関連して今の問題

について、一つ聞いておきたいのであります。法案の内容というよりも、むしろこの法案の立案をされるときに、警察はたゞいま三田村委員からお話のありましたような点について、通産省その他との協議がなされたかどうかという点であります。これを聞いておきたい。

○中川(董)政府委員 本件立案の途中におきましては通商産業省、法務省、文部省、建設省等の関係部局と十分打ち合せいたしました。最後は言ひを待たないところであります。閣議決定を経て提案したのであります。

○門司委員 それからも一つ聞いておきたいと思ひます。従来こういうものの製造は別に取締りの法令はなかつたかということでありまして、禁止の法令はなかつたのであるが、他に製造あるいは販売に對しての取締りの法令はなかつたか聞いておきたい。

○中川(董)政府委員 お答えいたします。改正案の内容として提案しております。飛び出しナイフにかかると部分は、飛び出しナイフという物質が最近多く出だしまして、ことに最近のことであつたという関係もあつたろうと思ひますが、過去におきましては製造についての制限はございません。ところが御審議をいただいております現行の銃砲刀剣類所持取締令におきまして、これは所持のものには触れておりませんけれども、正当な理由がなければ携帯できない、こういう規定が十五條にあるわけでございます。そういう点はございましてでございます。それから空氣銃の点はまた別でございますが、御質問があれは答えいたします。

○門司委員 製造にも販売にも禁止の法令がなかつた。それからさらにこれを制約し、これを制限する他の法令もなかつたということになりますと、これらの製造、販売は合法的に今日行われておつたということでございます。そう解釈してよろしうございませう。

○中川(董)政府委員 製造そのものは今日は合法的に行われております。携帯につきましては若干の制限はござい

ます。

○門司委員 私は販売を聞いています。販売はどうなのですか。

○中川(董)政府委員 製造、販売とも同様に制限はございません。

○門司委員 そういたしますと、業者は何らの制限を受けないで今日まで製造してさらに販売をしておつた。それから飛び出しナイフについては、これを所持することがいかに悪いかということ行政的の処置でございしますから、被害がある限りは処置すべきは当然であらうと思ひます。そこでこういう法律をこしらへます場合には、これの副作用として今三田村委員からお話のありましたようなことが必ず起るのではありません。その副作用が起つてくるものについても、今まで何らの取締りも制限もなければ、むしろ法律をこしらへる場合には当然それらの問題を考へられ、それから同時にこの問題を抜本的にしようとするならば、単なる所持を禁止するということよりなことでありませんで、販売を禁止する、あるいは輸出その他を除く以外については製造を禁止するといふ嚴重な取締りといひますか、さかのぼつて弊害を除去する方策がここに講じられなければならぬ。その方策を講ずることになると、

これは少し私の考え過ぎあるいは言い過ぎかもしれませんが、当然業者に對します補償の問題が出てくるわけでありまして、従つて政府はそういう問題をおそれて単にからめ手から製造を禁止し、販売を禁止せしめるような行政措置をとつたのではないかと疑いを持つわけでありまして、これは業者にとつては非常に迷惑だと思ひます。むしろ政府は進んで所持することがいけないというのならこしらへることもいけないのだ、あるいは販売することもいけないのだといふふうになぜ徹底しないか。そして現在あるものは政府が買い上げればよい。業者にとつても親切なこういう態度こそが、将来におけるこれらの問題を阻止する一つの大きな問題だと思ひます。何らの罰則もなかつたものをいきなり所持ができないうことになれば、これは用途が断たれます。用途が断たれば禁止せざるを得ないのである。これは従来多少法律の所縛りを受けたり制限を受けたりしておつたものであるならば、また所持を考へられる余地がありますけれども、何ら業者についての制限も取締りも設けていない。それがいきなり所持の禁止から、そういう大きな副作用が起つてきて業者を苦しめるというやり方は苛酷過ぎやしないか。同時にこの法の徹底にも不備がおのずから出てくる。こしらへてもいいのだ、売つてもいいのだといふことになれば、店頭に飾つておつてもこれを阻止する方法がこしらへるものである。店頭に飾つておつたからといって、あなたの方ではこれを取り締まることはできないでしやう。持つてゐることはいけないけれど

については、法律ではどこで取締りをおこなうか。さつき法律がなかったと客弁されたが、私の言うのは、片方は少くとも法律に抵触しておるから取締りが行われるので、取締りの行われるものについての損害は何も補償する必要はないと私は思う。しかしこれらの問題は、法律に触れていない、こしらえることもよければ販売もいのである。今度新しい法律ができて所持するところが禁止される、その副作用としてそういう損害が起ると思う。それを麻薬と同じようなものの考え方、やるな

は、阿方とも議論になるという考え方はおかしいと思う。それなら、一体ヒロボンは何の法律で取り締まっておりますか。こしらえてもいい、売ってもいいということがはつきりしておれば取り締まる必要はないでしょう。売っても持っても注射してもいけなから取り締まっておるのでしょうか。そういうあげ足をとつたような答弁では困るので、もう一度聞きますが、ヒロボン取締りは何の法律でやっておりますか、法律があつたら一つ示してもらいたい。

○中川(査)政府委員　何か誤解があるようですが、私は本件の取締り

りが麻薬取締りや覚醒剤の取締りと全
 たく同じことであらうと申し上げたの
 ではなく、法律書生的な法律論から覚
 醒剤についてこれを申せば、覚醒剤は
 昭和二十六年までは合法的に所持で
 したのであります。ところが覺せい剤取
 締法が二十六年に成立いたしましたと
 たんに所持等が禁止された、こういう
 態様は、現在は野放しになつておるの
 がこの法律が成立するとたんに禁止さ
 れると同様の法律形態であらう、こ
 ういうことを申し上げたのであります。

○門司委員　そう長く議論をしても仕方ありませんから百歩譲って議論は別にしても、そういう問題が起らなかったから今度も起らないのだという

題が起らなかったということを例にして、この前もやってなかったから今度もやらなくてよからうということばかりわめて不親切だと思ふ。問題があればそれを処理することが当然であり、この前に処理しなかったのが誤まりだと思ふ。前に悪いことをしてもみんなが黙っていた、だからまた悪いことをしてもよからうという理屈は間違っていると思ふ。間違つておるものなら改めてもらいたい。従つて私が申し上げておられますように、製造の制限を受けていなかった人がこういふことになると思ふ。非常に困るということはあるが、従つてこの副作用に対しては、困がちゃんと根絶をしないと、製造が許さずされておればどこかに出ます。販売が許さずという安易なものではないと思ひます。これはどんなに取り締つても、覚醒剤がやられるのと同じでありまして、麻薬の場合にもどんなにやかましてく言われても、要求する者があればしらえる者がある、こしらえる者があれば販売する者がある。従つてこしらえるものを筋を通さうとすれば、所持することを禁止しておるのだから、当然こしらえても持つて歩いてもよしからぬという理屈は成り立たぬ、こしらえても持つて歩くことは当然だと考へ思ふ。それなら製造も販売も禁止して徹底的にこれの取締りをする方がよからう。そうしてそれによつて被害を受ける業者に対しては、補償をすることが

○中川(董)政府委員　私が前例だけ申

すが、前例が法律解釈の一つの参考であるろうかと思つて申し上げたわけであります。こういうた財産権の侵害にならうります。上どういうふうに理解すべきかという問題は、われわれはすべて法律を立案する場合におきましては精密な研究をいたすのでございます。立法によらずして行政権によつてやればもちろん非法でございます。立法上については、公共の福祉のためにそういふことと考へる限り、立法が可能であると理解される限りの立法でありますならばそれは合法であるろう。問題の要点は、公共の福祉のために所持の禁止が適當かどうか、こういうことの立法上の論議があるろうと思ふのでございますが、それを前例だけを申し上げたので誤解を生んだかと思ふのでございますが、この点御了承を願ひたいと思ひます。

○門司委員　法律はそういうことが言えるのです。悪いものがあれば禁止しなければなりませんし、当然禁止すべきであることは間違ひないと思ひます。しかし法律だけで人間が生きていける間は生きていけないのです。それから先は政治であると思う。政治である以上は、これから来る副作用は除去していくことが政治の正しいあり方だと思ふ。法律だけで世の中は生きていきません。そうなつてくると、日本の法律をみんな適用したらそこらは歩けません。右側を歩けと言つても左側を歩く

者もたくさんおる。これを法律違反であると言つてつかまえて入れてごらんない。あなた自身だつてけつこう左を歩いておる。みんな右ばかり歩いておるわけではない。私は法律解釈だけでものを片づけようとする警察の態度は、はなはだおもしろくないと思う。それを緩和して住民に刺激を与えないように、影響のないようにすることが政治の要諦であり、あり方であります。従つて親切なやり方をしようとする。法律を徹底させて、そこまで国民のめんどろを見ていくことが正しいと思う。所持することができないからといって、こしらえることはかまわないのだ、売ることとかまわないということでは困る。私は法律の制定に當つては、理屈だけでなく、親切的徹底した方法をとつておきまさんと、法の運用もできませんし、法律が忠実に守られないのであります。さつきも守られないような法律ならこしらえぬ方がよいというお話がありましたが、それならば製造をはつきりやめてしまふ、こしらえる者がなければ売る者も持つて歩く者もなくなる。持つて歩けと言つても持つて歩く者はありません。ただ所持することができないのだから、売ることはけしからぬといふのである、売ることが許されておつて、それに制限を加えようとすれば、こしらえることとできるものにして、規制は他の方法でできると思う。それでおかつ流れたものも、それは隙間にする必要があると思ふ。しかし法が徹底を欠いて、ただ理屈だけ持つことはけしからぬという解釈に

は賛成しかねる。そういうものについて營業者を守る立場の官庁である通商省としては、こういう点をどうお考えになるか聞いておきたい。

○中川(董)政府委員 この法律案は所持を禁止するというのが根本原則でありまして、所持とは製造、販売、すべてを含む、従つて製造のために所持するもの、販売のために所持するものも禁止されるということにならうかと思つております。ただし輸出だけは特免する必要があるのです、輸出のための製造は例外として二条九号でこれを除く、こういうことでございます。

それから根本問題の点でございます。これは門司先生の御意見の通り、私も法律万能論者ではございませぬ。法律ばかりによつてものが解決する、という考えは持つていないのでございます。先ほども三田村委員にしばしばお答えいたしましたごとく、社会環境の浄化とかそういう根本問題を中心にもの考えるべきであらう、とこころがこの現物の所持については従前こういう所持の禁止法令を整備するの必要を認められたのでこれを整備するのだ、いろいろ法律上の議論が過ぎましたけれども、私もすべて法律論ばかりで世の中を解決する、という考えは根本的に間違つておる、こういう点は全く同様に考えておりますので御了承を願ひます。

○門司委員 通商省はどうなんです。

○宮本説明員 ちよつとお断わりしておきたいと思いますが、私直接空気が統の方ばかりやつておりましたので、飛び出しナイフの方は別の方であります、一応この経過につきまして通商

この飛び出しナイフ等を禁止いたします場合、通産省といたしました。警察庁に次のような意見を申し入れております。まず第一点といたしましては、規制の対象に加えるべきものについては、治安維持上必要最小限度の範囲にとどめるべきである、ただしその必要最小限度の判定は警察庁におまかせをするが、しかしメーカーの立場から必要最小限度にとめていただきたいということが一つ、それから今度の第二条の九号で輸出の問題が出てきておりますが、この規定の運用につきましては、輸出業務の円滑な運営を阻害することのないよう配慮することが必要であると認められるので、その実施細目については事前に十分御相談を願いたいということが一つ、それから新たに規制の対象に加えるものを現に所持する者につきましては、改正法の施行に伴う過渡期の混乱を極力緩和するため、少くともこの第二条九号の規定の運用に關し、特に施行期日をおくらせる等適切な措置を講ぜられたいという申し入れをいたしまして、先ほどちよつとかわつてお答えいたしましたのですが、空気銃なんかの場合と違ひまして、相当ほかの方の兼業の方もいらつしやるので、できるだけ融資あつせんとかなんとかしたい、こういうことは警察庁と御連絡の上、通産省として考へておるわけでございます。

○門司委員　それから今のお話では経過措置が何か考えられたようですが、その経過措置なんというものはどうなんでしょうか、こんなものに経過措置が要りますか。禁止するような法律は施行

100

100

100

の日からしなければ禁止にはならぬでしよう。どういふわけで経過措置の日になんかあるのですか。これはその間持ってもいいのですか。

○中川(董)政府委員 飛び出しナイフとか空気銃とかいふのは、関係者が非常によりごいいますので、こういった法律が成立即日施行になりますと、いろいろ持っている者が合法的なもので直す時間を与えた方がより妥当であらう、こう考えまして、通商産業省からもそういう要望がありますので、それは相当なことだと考えまして、御審議をいただいておられます附則第一項の中で「この法律の施行期日は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める。」こういうふうな一別言すれば法律施行後おおむね三ヵ月後の日から施行する、こういうことでもあります。

○門司委員 私はやはりこういう点については、先ほどから申し上げておりますように、ふたといえば今の経過措置が、ほかにこしらえかえるとかどうとかというのでは経過措置にはならぬと思う。禁止しておつても、そうして全部一応集約されても、それを作りかえようとすれば、それからでもすぐ間に合ふのでありますから、何も経過措置なんというものはあつたつてなくつたつて、どうだつていいのです。それだけ親切があるなら、この経過措置の中に従来よりむしろこの製造を禁止して、間の経過措置というものは明らかにこれの損害を補償するという、いわゆる何月何日までの間に仕入れたものとか、あるいは販売をするために持っているもの——製造屋には大した影響はないと思いますが、製造するた

めに、半成品その他に転換のできないものについては政府が買い取る、そうしてそれを一応損をしないように出せばいいのであつて、利潤の幅というものは実際は大したものじゃないと思ひます。改正ができるものであるとすれば、そういうふうにはやはり通産省なども親切な行き方をしないと、経過措置を三ヵ月ばかり置いてあるから、そのうちにこしらえ直せるものはこしらえ直すであらうといつたつて、できたものを買つてきて店へ並べているものは、こしらえ直すことはできません。製造業者ははがねをどうするか、半成品はどうするかといふことはやれるかもしれないけれども、半成品以上になつてでき上つたものは規格からははずしたものに直せません。長過ぎるから先っぽをちょん切るといふことはなかなか困難だと思ひます。そういうふうな不親切なことではなくて、立法にはもう少し親切心があつてよかつたと思ひます。しかしここで法律を決定するわけではないので、当局の意向だけをお伺ひしておいて、私はきよりの質問を打ち切ります。

○鈴木(直)委員 ただいま政府委員の説明の中の、所持という言葉には製造と販売を含むのだというふうなお話でありましたが、そうでございいますか。

○中川(董)政府委員 ちよつと言葉が足りなかつたと思ひます。鈴木さんは御専門でございしますが、所持というのは、こういう物質を自分の占有権内に置くことであるので、販売の目的のためであらうと、製造した結果であらうと、結果においては所持という概念に当てはまる、こういうふうに申したのであります。

○鈴木(直)委員 そうしますと、法律に規定されておる分野、対象というものは、所持というものを禁止する、こういうふうになるわけですね。そこには、製造も販売もそういう言葉はその中に入らないのだ、こう了解していいとして、所持というものは携帯とは違つて、従つてたンスの中に人のものを入れておいても所持に入る、こういうことになるのでありますか。

○中川(董)政府委員 これは鈴木先生御専門のごとく、所持とは自分の支配力の範囲の中にある、こういうことが所持でございします。たとえば私が持つておるものを宿屋の金庫に入れておく、こういう場合には私が所持者であつて、宿屋の女中は所持者ではない、こう理解すべきだと思ひます。

○鈴木(直)委員 そりすると所有している者といふことじゃないのですか。いわゆる支配力ですから、自分が所有してゐなくても、置く場所がどこでも関係はない、こういうことになりますと、これはどこかで見つけた、ところがその支配力は一体どこにあるか、こういうことになるわけですね。そうするとたとえば不良少年が持つていた、これは自分は持つていてもその支配力は、商店から盗んできたのだから商店にある、その不良少年にはない、こういうことになりますか。

○中川(董)政府委員 所有と所持とはお説のごとく別ですけれども、不良少年などが持つておるものは、支配力は不良少年にあると理解すべきものだと思ひます。

○鈴木(直)委員 そりするとあなたが所持してゐるものあるいはあなたがほかから借りておるものを、宿屋に保管

してゐた場合には、宿屋に支配力がなくて、あなたに支配力がある、こういう解釈になりますか。

○中川(董)政府委員 その宿屋に預ける態様によつて違ふかと思ひます。要するに自分のかぎでなくちやあかないようにしてしまつたとする、支配力は宿屋に移つてゐないが、これを一年間君の方で適当にやつてくれといふときは宿屋に支配力がある、一にその態様によりうと思ひます。

○鈴木(直)委員 そりするといふゆる不良少年が考えて、そういうふうなうまいことにして、不良少年はただ持つていたんだ、支配力はほかにあるのだといふ格好で持つていた場合は、どうなるのですか。

○中川(董)政府委員 それは持つておる被疑者たる不良少年の言ひ分も、一つの参考ですけれども、客観的に、合理的に判断した場合には、大体持つておるといふ言葉の中には支配力が入つておると多くの場合なろうと思ひます。こういうふうにして持つておるといふ場合は、支配力がある、こういうふうにして理解すべきだと思ひます。

○中井委員 もう時間もありませんから、一言簡単に通産省の係員の方にお伺ひいたします。きのうから三田村さんのお話を伺つておりましたが、私も関のことはよく存じておりましたが、まことに岐阜県の関市にとりましては、この法律案が出されますと、業者はほんとに死活問題たろうと思ひます。先ほど麻薬問答の中にございましたが、この刀剣類につきましては、関市の中小企業の特産品はこの法律が出来ますまでは、何もこれは悪いことをしたなんてちつとも考えておりません。ほ

んとくに自己のなりわいとしてまじめにやつておつた。それを厳格にいえば、補償の問題が起ると思ひますが、国の予算の關係あるいは他の法案の關係で、こういうことになつたのではないかと存するのではありませんか。それについてあなたは簡単に融資をやるというふうなことを言つておられたが、これはできませんでした、こでもう少し融資方法その他についても、私は積極的にちやんと問答しておいた方がいひではないかと思ひますので、お尋ねをするわけなんです、どういふ方法でやられるつもりであるか、それをちよつと伺つておきます。

○宮本説明員 率直に申し上げますが、私空氣銃關係のあれで参つておりますので、こで責任ある御答弁を申し上げるわけにはいきませんが、しかし御趣旨の通り具体的に研究いたしまして、また御返答申し上げたいと思ひます。

○中井委員 どうもきより見えておる通産省の方は担当官でないやうであります、これはどうもこの委員会としましては、もう少しこの点は確かめておくのが親切であらうと思ひます。きよりこれは上げるのですか。

○前尾委員長代理 ちよつと速記をやめて。

○前尾委員長代理 速記を始めて。

○鈴木(直)委員 飛び出しナイフといふものが危険をなえるといふことを考えたのは、ちよつと会つたときにぱつとやつた瞬間に突きさすことができるやうになる。それが半分ならば罪にならない。こういうことで半分はよろし

い。ばつと行くのはいけない、こういうことだから、大体携帯ということが中心ではないか。たんすの中に支配しておいて、それが危険だということとはないと思う。従つて所持というよりも、むしろ携帯ぐらゐにする方がその目的を達するように思いますが、何かその点について考えたことがあるのですか。

○中川(憲)政府委員 これは現行法の十五条で携帯を規制しているわけですが、携帯というのは、その都度携帯していなければ問題にならない。ところがよくこれを携帯したときに、すでに人が殺されている。こういうことで人が殺されてから携帯を発見したという事例が多いのであります。それで飛び出しナイフは現行法では携帯でございしますが、それ以外のものは、たとえば日本刀とか銃砲というのは、ひとり携帯のみならず、所持に至るまで規制しておるわけです。その関係等もあつて、そのための弊害はありますけれども、若干それによつて抑制されておるという面も考えられましたので、現行法の携帯制限を所持規制に高めた、こういうことで申し上げた方が御理解されやすいかと思ひます。

○前尾委員長代理 ほかに御質疑がなければ、これで本案に対する質疑は一応打ち切りにいたしました。後刻適当な機会に政府当局の説明があり、あるいはその際に質疑応答されることを留保しておきたいと思ひます。一応の質疑打ち切りにつきまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○前尾委員長代理 御異議なければ、

本案に対する質疑はこれをもって終局いたします。
それでは本日はこれにて散会いたします。

午後一時二十六分散会